

外部講師を招いて「消費者教育」を行いました。

7月12日 Ⅱ部 4校時 総合的な探究の時間
本校定時制 2年次Ⅱ部B組において消費者教育を行いました。

今回、講師を務めていただいたのは・・・

弁護士 高橋 重剛（じゅうこう）先生 です！



高橋先生は、由利本荘市を中心に弁護士活動なされている方です。秋田弁護士会（秋田県内に事務所のある弁護士が加入している公的団体です）では、今回のような**法教育出前授業**などの活動を行っているそうです。その活動に積極的に参加されている先生です。

今回は、来年度に新成人となる2年次生において「**契約**」とはどういうものかを中心とした法律の知識や契約にまつわるトラブルなどへの対処法などをロールプレイングを交えながら、非常に難しい内容を「**分かりやすく！**」、そして笑いを交えながら「**楽しい！**」授業を行ってくれました。

主な内容です。

① 民法改正により2022年4月1日より成年年齢が18歳へ引き下げになった。それによりどんな変化があるのか？

→ 親の同意がなくても、**自分の意思**で様々な契約が出来るようになる！

② 契約とは？

→ 携帯電話やスマートホンの契約が「**自分で**」できる！
アパートを「**自分で**」借りることができる！

③ まだまだあるよ！

→ クレジットカードを「**自分で**」つくることができる！
ローンを「**自分で**」組むことができる！

④ 一度成立した「**契約**」は取り消すことができるのか？

→ 契約にまつわるトラブルをロールプレイングし、その内容の中で契約を取り消すことができるか、できないかを考え、発表しました。



- ⑤ 契約の取り消しに関する基本的な考え方を知る。
→ その中で、契約の取り消しができるケースを教えてくださいました。
- ⑥ まとめ
→ 「契約」を通して、よりよく生きるために必要なことを話してくれました。



授業内容だけを見ると、非常に難しく感じるかもしれませんが、実際はそんなことはありませんでした。高橋先生は「**難しいことを分かりやすく伝える**」授業は、楽しみながら「契約」の仕組みを学ぶとてもよい機会になりました。

授業後の生徒の感想としては・・・

「最初は難しいのかなと思っていたが、寸劇を見ていると**自分のこととして考えることができた**」
「すぐに諦めずに**弁護士に相談することが大切だ**と感じた」

などの感想がありました。

授業をコーディネートする中で感じたことは、高橋先生の「生徒がよりよく生きていくために」という意識でした。事前の打合せを行う上でも「生徒の様子」を気にかけてくれました。その中で、生徒の生活に即した、なおかつ「**自身の経験を踏まえた寸劇**」を考えてくれました。そして高橋先生自身の人柄もあり、初対面の生徒たちも過度に緊張することなく授業に向かうことができました。



高橋 重剛 先生 ありがとうございました。